

建設汚泥の現場内・工事間利用促進

啓発図書を発刊

泥土リ協

泥土リサイクル協会（愛知県稲沢市、木村孟理事長）は、建設汚泥リサイクルを促すための啓発図書『そこが知りたい泥土リサイクル』を発刊した。会員企業である建設会社



啓発図書編集の中核を担った西川事務局次長

の中堅技術者らと2020年度に立ち上げた「泥土リサイクル活性化プロジェクト」の意見を集約し、建設汚泥の現場内利用・工事間利用に関する疑問点と解決策などを整理した。同書を編集した目的を野口真一事務局長と西川美穂事務局次長に聞いた。

建設現場からは木材、コンクリート塊、アスファルト塊、汚泥など、多種多様な廃棄物が発生する。国土交通省の建設副産物実態調査によると、建設汚泥の再資源化率は約95%に達している。一方、収集した廃棄物の現場内・工事間での再利用率は低迷している。その要因を野口事務局長は「現場技術者に提供される情報不足にある」と分析する。このため協会は会員企業の

中堅技術者を中心にプロジェクトチームを発足し、現状の課題と解決策を示す解説書を作成した。読本には協会に寄せられた質問やチームメンバーからの意見をもとに、現場内・工事間利用が進まない理由を▽人▽方法▽機械▽材料▽検査▽モラル▽金――の7項目を縦軸と横軸に分類し、その相関関係をマトリックス表に整理している。

協会は8月20日に開いた第17回通常総会で読本の概要を説明した後、全国都道府県・政令市や国交省、環境省、日本建設業連合会、全国産業資源循環連合会などに同書を配布した。

7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では廃棄物のトレーサビリティの不明瞭さが明るみに出た。改正廃棄

物処理法では排出事業者による処理状況確認が義務化されている。しかし努力義務のため、大手ゼネコンでも中間処理業者に委託後は適正に処理されたか把握しきれていないのが現状だ。野口事務局長は「排出業者が建設汚泥処理物のトレーサビリティを確認できる手段を構築することにも、低迷している現場内・工事間利用を促進する必要がある」と指摘する。

西川事務局次長は「今回発刊した読本はあくまで泥土リサイクルを実施するために必要となる初歩的な情報を整理したものなので、これまでに協会がまとめた教材や小冊子と合わせて活用してほしい。勉強会やウェブセミナーの要望があれば資料として提供する」という。